



発行 東京都

目次

規則

○東京都建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則…（都市整備局市街地建築部調整課）…一

告示

○新たに生じた土地の確認（中央区）…（総務局行政部政課）…二

○市街地再開発事業の施行認可…（都市整備局市街地整備部民間発課）…三

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八条の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の休止…（環境局都市地球環境部総量削減課）…四

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八条の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の廃止…（同）…四

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等…（環境局都市地球環境部環境都市づくり課）…五

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二一件）…（環境局環境改善部化学物質対策課）…八

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の変更、辞退、休止及び廃止…（福祉保健局障害者施策推進部計画課）…一〇

○初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則…三

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請…

規則（人）

○初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則…三

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請…

規則

○特定非営利活動法人の設立の認証申請…（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…三
○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要…（同）…三
（産業労働局商工部地域産業振興課）…四

東京都建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十六年七月十五日
東京都知事 舩添 要 一

●東京都規則第二百二十三号

東京都建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成九年東京都規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

（認定の申請に係る添付書類等）

第十一条 次の各号に掲げる規定により知事が定める書類は、当該各号に掲げる書類とする。

一 規則第二十八条第二項 法第十七条第一項の規定による申請に係る建築物の耐震改修の計画が同条第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が適切であると認めたる者が証する書類その他知事が必要と認める書類

二 規則第三十三条第一項 法第二十二條第一項の規定による申請に係る建築物（以下「当該申請に係る建築物」という。）が現況において耐震関係規定に適合していることを証する書類その他の知事が必要と認める書類

三 規則第三十三条第二項第一号 当該申請に係る建築物が法第二十二條第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が適切であると認めたる者が証する書類その他知事が必要と認める書類

四 規則第三十三条第二項第二号 当該申請に係る建築物が現況において法第二十二
 条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類その他の知
 事が必要と認める書類

五 規則第三十七条第一項第三号 法第二十五条第一項の規定による申請に係る同項
 に規定する区分所有建築物が同条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合してい
 ないことを知事が適切であると認める者が証する書類その他知事が必要と認める書
 類

2 次の各号に掲げる規定による申請をする場合においては、当該各号に掲げる図書の

1 実施予定あり

1 実施予定あり (法第9条(法附則第3条第3項において準用する場合を含む。)の規定によ
 る公表を希望する場合にはチェックの上、下記の欄を記入してください。)

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築物の耐震改修の促進に関
 する法律施行細則別記第八号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を
 加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第十五号

中央区長から、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定
 に基づき、平成二十六年七月一日付けで同区内に次の土地が生じたことを確認した旨の
 届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年七月十五日

東京都知事 舩 添 要 一

一 所在 中央区晴海四丁目一番五から同所二十五番を経て同区晴海五丁目十三番二に
 至る間の地先公有水面

添付を要しないものとする。

一 法第十七条第一項 規則第二十八条第一項から第十項までに規定する図書の一部
 であって、知事が不要と認めるもの

二 法第二十二條第一項 規則第三十三條第一項及び第二項に規定する図書の一部で
 あって、知事が不要と認めるもの

別記第八号様式1中(第1面)「※該当するもの全てに」を「※該当するもの全てに」
 「※該当するもの全てに」を「※該当するもの全てに」に変更するもの全てに」
 を「※該当するもの全てに」に変更するもの全てに」を「※該当するもの全てに」
 として、チェックしてください。」として、チェックしてください。」として、

「通行障害既存不適格建築物」を「通行障害既存耐震不適格建築物」に、

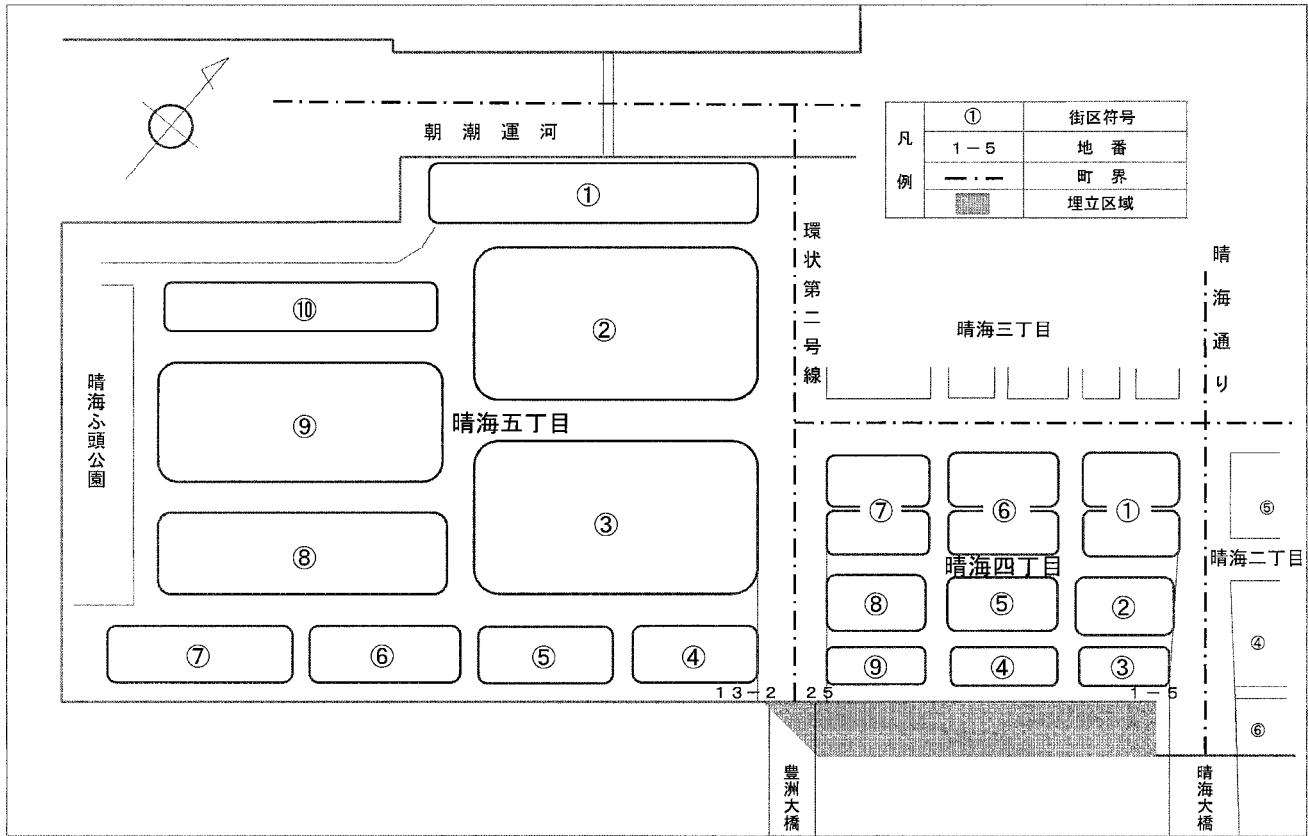
を

に改める。

二 面積 二一、七七一・四四平方メートル

別図面

公有水面埋立区域図



●東京都告示第千十六号
 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の
 九第一項の規定に基づき虎ノ門二丁目地区第一種市街地再
 開発事業の施行を認可したので、同法第七条の十五第一項
 の規定により、次のように告示する。

平成二十六年七月十五日
 東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の氏名又は名称
 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部及び国
 家公務員共済組合連合会

二 事業施行期間
 平成二十六年七月十五日から平成三十七年三月三十一
 日まで

三 施行地区
 港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各区内

四 第一種市街地再開発事業の名称
 虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地
 中央区八重洲一丁目三番七号

六 施行認可の年月日
 平成二十六年七月十五日

七 施行者の住所
 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 新宿
 区西新宿六丁目五番一号

八 事業年度
 国家公務員共済組合連合会 千代田区九段南一丁目一
 番十号

四月一日から翌年三月三十一日まで

九 公告の方法

事務所の掲示板のほか、代表施行者が適当と認める場所に掲示する。

十 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
平成二十六年八月十三日

●東京都告示第千十七号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五号)第八条の十一第二項の規定に基づき検証機関の検証業務の休止の届出があったので、同条例第八条の二十二第三号の規定により、次のとおり告示する。
平成二十六年七月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 登録番号

十二

二 登録区分

特定ガス・基準量
都内外削減量
その他ガス削減量

優良事業所基準(第一区分)
優良事業所基準(第二区分)

三 登録検証機関名称

LLOYD'S REGISTER
QUALITY ASSURANCE
LIMITED(ロイド レジスタ
ー クオリティ アシユアランス
リ ミテッド)

四 代表者氏名

日本における代表者 調 俊彦

五 休止する検証

業務の範囲

(一) 営業所名称 L R Q A ジャパン 東京営業所

(二) 営業所所在地 中央区日本橋一丁目二番十号 東洋ビル五階

(三) 業務の範囲 優良事業所基準(第一区分)に係る検証業務
優良事業所基準(第二区分)に係る検証業務

六 休止期間
平成二十六年七月一日から同年十二月三十一日まで

一 登録番号 三十八

二 登録区分 特定ガス・基準量
都内外削減量
電気等環境価値保有量

三 登録検証機関名称 ハウスプラス確認検査株式会社

四 代表者氏名 代表取締役 矢ヶ部 英夫

五 休止する検証業務の範囲
(一) 営業所名称 ハウスプラス確認検査株式会社 本社
(二) 営業所所在地 港区芝五丁目三十三番七号

(三) 業務の範囲 電気等環境価値保有量に係る検証業務

六 休止期間
平成二十六年三月二十三日から平成二十七年三月二十二日まで

●東京都告示第千十八号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五号)第八条の十一第二項の規定

に基づき検証機関の検証業務の廃止の届出があったので、同条例第八条の二十二第三号の規定により、次のとおり告示する。
平成二十六年七月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 登録番号

十二

二 登録区分

特定ガス・基準量
都内外削減量
その他ガス削減量

三 登録検証機関名称 LLOYD'S REGISTER
QUALITY ASSURANCE
LIMITED(ロイド レジスタ
ー クオリティ アシユアランス
リ ミテッド)

四 代表者氏名 日本における代表者 調 俊彦

五 廃止する検証業務の範囲
(一) 営業所名称 L R Q A ジャパン 東京営業所
(二) 営業所所在地 中央区日本橋一丁目二番十号 東洋ビル五階

(三) 業務の範囲 その他ガス削減量に係る検証業務

六 廃止年月日
平成二十六年六月三十日

一 登録番号 十九

二 登録区分 特定ガス・基準量
都内外削減量

三 登録検証機関名称 株式会社テクノプランニング

四 代表者氏名 代表取締役 桑野 耕二
五 廃止する検証業務の範囲

(一) 営業所名称 株式会社テクノプランニング 本社

(二) 営業所所在地 千代田区神田佐久間河岸七十八号地六

(三) 業務の範囲 都内外削減量に係る検証業務

六 廃止年月日 平成二十六年四月二十六日

一 登録番号 二十二

二 登録区分 特定ガス・基準量

三 登録検証機関 一般社団法人日本プラント協会
名称

四 代表者氏名 代表理事 丸山 元喜

五 廃止する検証業務の範囲

(一) 営業所名称 一般社団法人日本プラント協会 本社

(二) 営業所所在地 千代田区神田神保町三丁目五番地

(三) 業務の範囲 特定ガス・基準量に係る検証業務

六 廃止年月日 平成二十六年三月二十六日

●東京都告示第千九十九号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十八条第一項の規定に基づき、菱光石灰工業株式会社 八王子碎石工場 採掘区域拡張事業その2について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
菱光石灰工業株式会社
代表取締役 中原 宏
千代田区神田富山町十番地二

二 対象事業の名称及び種類
菱光石灰工業株式会社 八王子碎石工場 採掘区域拡張事業その2
土石の採取

三 対象事業の内容の概略
対象事業は、東京都八王子市美山町において操業中の碎石事業における採掘区域を拡張し、土石の採取を継続するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要
事業者は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、地形・地質、水循環、生物・生態系、景観、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成二十六年七月十五日から同月二十九日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 八王子市環境部環境政策課

イ 八王子市元本郷町三丁目二十四番一号

ウ あきる野市環境経済部生活環境課

エ あきる野市二宮三百五十番地

オ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

カ 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

キ

ク 東京都多摩環境事務所管理課

コ 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎四階

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

事業計画の内容や環境影響評価調査計画書に係る知事の審査意見書及び都民の意見書等を勘案して予測・評価項目を検討・選定し、現地調査を実施した上で対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表(1)～(3)に示すとおりである。

表(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>(1)環境大気 事業区域から発生する粉じん(降下ばいじん)は、事業着手段階の採掘作業の重機台数は現況と変わらないほか、粉じんの発生源となる施設の規模及び関連車両も変わらず、また今後も継続して粉じん防止対策を講じていくことから、粉じんの発生量の増加は生じないと考える。また、事業着手～5年後、5年後～10年後、10年後～15年後、15年後～20年後、20年後～25年後及び25年後～30年後についても、事業着手～1年後と同様に重機台数等は現況と変わらず、施設の更新の際には、より粉じんの発生を抑制する機器の導入を進めることから、事業区域周辺の環境大気は現況(3.2～16.9t/km²/月)と同程度か下回ると考えられる。 以上のことから、事業区域周辺の環境大気は現況と同程度か下回ると予測され、評価の指標とした「現況を悪化させないこと」を満足すると考える。</p> <p>(2)沿道大気 沿道大気の影響予測地点における将来交通量は、本事業の関連車両も含め、事業着手～5年後、5年後～10年後、10年後～15年後、15年後～20年後、20年後～25年後、25年後～30年後まで、いずれも現況と変わらず、ダンプトラックの更新の際には、排出ガス規制に適合した車種であるか確認し、適合していない車両は使用禁止とすることから、沿道大気は現況(二酸化窒素:0.008～0.014ppm、浮遊粒子状物質:0.017～0.024mg/m³)と同程度か下回ると考えられる。 以上のことから、沿道大気は現況と同程度と予測され、評価の指標とした「現況を悪化させないこと」を満足すると考える。</p>
2. 騒音・振動	<p>(1)採掘に伴い発生する発破騒音・振動・低周波音 発破騒音レベルは、最寄民家(小津)で最大43dBと予測され、評価の指標とした環境確保条例に基づく「工場及び指定作業場に適用する騒音の規制基準」(昼間50dB以下)を下回る。発破振動レベルは、全ての地点で最大44dBと予測され、評価の指標とした環境確保条例に基づく「工場及び指定作業場に適用する振動の規制基準」(昼間60dB以下)を下回る。発破低周波音レベルは、無補正の周波数別の低周波音では全ての地点で心理的な影響(圧迫感、振動感)が生じるおそれのある閾値以下であり、また、全ての地点で物理的な影響が考えられる閾値を超えたが、その値は障子や木製サッシが、発破時に瞬間的に数回がたつくおそれがあるレベルの値であり、連続して発生するものではなく、日常生活において支障を感じるレベルではないと考える。G特性発破低周波音は、敷地境界(美山)で最大93dBと予測され、ISO7196に記載のある「平均的な被験者が知覚できる低周波音(G特性音圧レベル)」(100dB以下)を下回ることから、評価の指標とした「大部分の地域住民が日常生活において支障を感じないとされる程度」を満足すると考える。</p> <p>(2)破碎・選別時に発生する工場騒音・振動 工場騒音レベルは、敷地境界(美山)において最大で朝44dB、昼間49dBと予測され、評価の指標とした環境確保条例に基づく「工場及び指定作業場に適用する騒音の規制基準」(朝45dB以下、昼間50dB以下)を下回る。工場振動レベルは、すべての地点で朝・昼間とも25dB未満と予測され、評価の指標とした環境確保条例に基づく「工場及び指定作業場に適用する振動の規制基準」(朝55dB以下、昼間60dB以下)を下回る。</p> <p>(3)掘削に伴い発生する重機騒音・振動 重機騒音レベルは、敷地境界(美山)において最大で朝44dB、昼間49dBと予測され、評価の指標とした環境確保条例に基づく「工場及び指定作業場に適用する騒音の規制基準」(朝45dB以下、昼間50dB以下)を下回る。重機振動レベルは、最寄民家(小津)で朝・昼間とも最大41dBと予測され、評価の指標とした環境確保条例に基づく「工場及び指定作業場に適用する振動の規制基準」(朝55dB以下、昼間60dB以下)を下回る。</p>

表(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>(4) 出荷ダンプトラックの走行により発生する道路交通騒音・振動</p> <p>道路交通騒音レベルは、ST-1 (交差点東) 及びST-2 (美山小学校前) において評価の指標とした環境基準(昼間60dB以下、夜間55dB以下)を上回り、ST-3 (交差点南) 及びST-4 (菱光事務所横) では評価の指標とした環境基準を下回る。なお、本事業に係る事業関連車両は将来とも変化しないため、本事業による騒音レベルの増加はないものと考えられる。</p> <p>道路交通振動レベルは、25～41dBと予測され、評価の指標とした環境確保条例に基づく「日常生活等に適用する規制基準」(昼間60dB以下、夜間55dB以下)を下回る。</p>
3. 水質汚濁	<p>採掘区域の拡張に伴い増加する濁水は、調節池において一旦貯留され、現状と同じ流量となり、沈砂池等へ導水されることから、既存の沈砂池等でこれまで同様SSの除去を行うことが可能であり、放流先である山入川の浮遊物質量(SS)の濃度は同程度になると考えられる。</p> <p>以上のことから、山入川のSSは最大23mg/Lと予測され、評価の指標とした「水質汚濁に係る環境基準」(25mg/L以下)を下回る。</p>
4. 地形・地質	<p>事業区域では新鮮で硬質な岩盤が広く分布し、安全な傾斜角で採掘するとともに、回復緑地を幅5mで設ける事業計画となっているため、採掘に伴う斜面の安定性の変化の程度は軽微であると予測する。</p> <p>採掘区域内では、採掘面の浮石・不安定岩塊の除去の徹底、小段(犬走り)のより密な設置、逆勾配を設けながらの切り上げ、残留緑地や回復緑地の確保により、浮石の転落、表層の岩塊の崩落の発生は事前に防止できると予測する。また、表層部の風化帯については、斜面の緩傾斜化、植栽、法面保護工、土留工の実施に加え、斜面の排水処置を講ずることで安定性は十分に保たれ、土砂の流出は防止できると考えられる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「事業着手30年後の土地の安定性が確保されていること」を満足すると考える。</p>
5. 水循環	<p>本事業の山入川流域に対する改変割合は0%であるが、入山川流域の拡張範囲が山入川の流域に含まれ、6.8%拡張する。拡張に伴う降雨時の表面流出はこれまでと同様に洪水調節池に一旦貯留されることから、河川の流域等の変化はないと考えられる。</p> <p>本事業の山入川流域に対する改変割合は3.3%である。改変により地形被覆や地表勾配が変化することで地下への浸透が減少し、表面流出が増加することとなるが、改変面積の流域に対する割合は僅かであり、水循環モデルによる予測からも河川の流量や流速、地下水水位に与える影響は少ないと考えられる。湧水については確認しておらず、地下水の浸み出し程度であることを確認した。</p> <p>さらに、定期的に調節池の土砂を浚うことによりその機能維持を最大限に行うとともに、緑地計画により雨水の地下への浸透を促進させることから、地下水や湧水環境への影響は少ないと考えられる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「山入川流域及び入山川流域の水循環の状況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>
6. 生物・生態系	<p>事業の実施に伴い採掘区域では、事業着手30年後までに合計14.8haの植物群落とその生育基盤、動物種等の繁殖、採餌、休息場が消失、縮小する。これらの動植物の生息・生育環境の変化に配慮するため、事業区域では84.4haの残留緑地を確保し、その環境を事業着手以前とほぼ同様に保全する。また、採掘後の犬走り部や盛土造成部等では、在来種等を中心とした植栽を行い、事業着手30年後には39.4haの樹林環境を創出する。さらに、消失すると予測したキヨスミヒメワラビなどの注目される植物種は、移植等により保全する。</p> <p>カイツブリが繁殖に利用し、ヤマアカガエルやモリアオガエルが産卵場として利用する調節池及び沈殿池は、本事業では改変しない。また、調節池の浚渫は、その機能の維持を図りつつ必要最低限とし、生物に配慮した維持管理を行っていく。</p> <p>河川の水質については、排水計画における汚濁水対策の実施により、入山川には排水は行わず、放流先である山入川についても事業着手前と同様の環境が維持される。このためヤマメやコシボソヤンマなどの水生生物の注目される種の生息(育)環境に変化は生じないと考えられる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>

表(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
7. 景観	<p>事業の実施による採掘区域の拡張により、事業区域の北西方向からの眺望において、人工的景観構成要素である新たな残壁や造成地が視認されるが、採掘終了後の犬走り部や盛土造成部等において客土及び植栽等による速やかな植生の回復、また、先駆性植物の侵入・生長により、人工的景観構成要素から樹林等の自然的景観構成要素に変化し、地域景観の特性に大きな変化は無いと考えられる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地域景観の特性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>
8. 廃棄物	<p>(1) 伐採樹木の発生量 事業実施に伴い発生する伐採樹木は、材木等として販売するといった有効活用を可能な限り行い、その他の伐採樹木はしがら柵やエコストック(小動物等の生息環境創出)の材料としての利用や、残留緑地内での肥料等といった方法で可能な限り有効活用する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした東京都廃棄物条例における事業者の責務を果たせるものとする。</p> <p>(2) 廃土・廃石等の発生量 発生する廃土・廃石のうち良質な表土は、犬走り部や平坦部の植栽緑地の客土として利用する等といった有効活用をできる限り行い、その他の廃土・廃石及び砕石製造工程で発生する脱水ケーキは、すべて事業区域内で埋土材として活用する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした東京都廃棄物条例における事業者の責務を果たせるものとする。</p> <p>(3) その他の廃棄物の発生量 事務所等から発生する廃棄物は現況と同程度である。また、引き続き廃棄物の発生抑制に努めるとともに、事務用紙の裏面を利用する等の再利用や減量を促進することから、評価の指標とした東京都廃棄物条例における事業者の責務を果たせるものとする。</p>
9. 温室効果ガス	<p>本事業の実施による事業着手30年後のCO₂排出量は現況を下回る水準となる。また、将来においても引き続き「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」に基づく地球温暖化対策の推進を事業者の責務として着実にを行うことから、評価の指標を満足すると考える。</p>

●東京都告示第千二十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

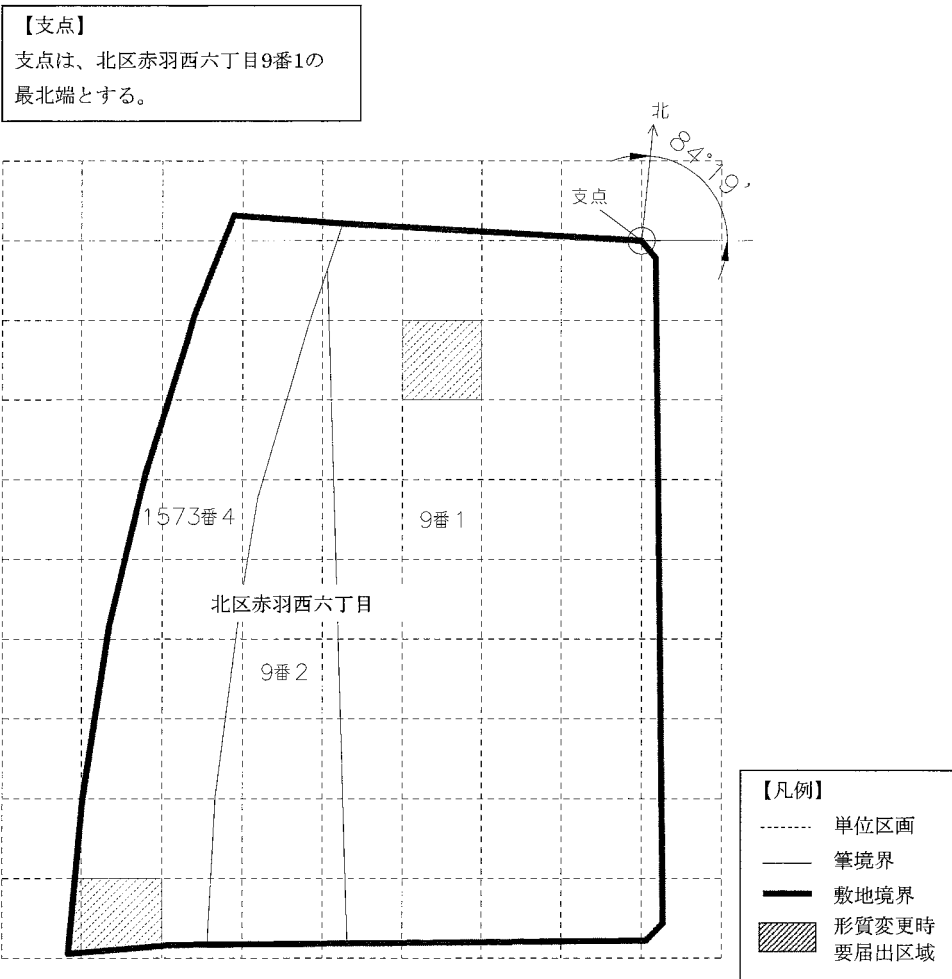
平成二十六年七月十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区赤羽西六丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【格子の回転角度 (84度 19分 00秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二十一号

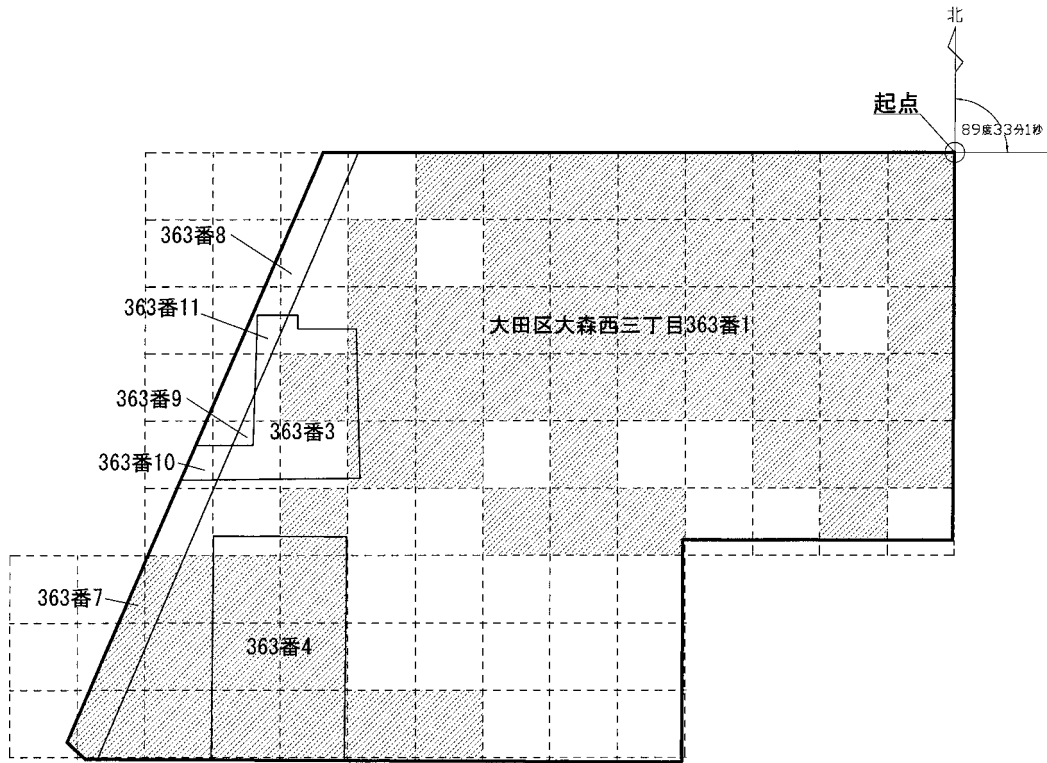
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十五日





東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区大森西三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 一・一―ジクロロエチレン、シス―・二―ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

-  形質変更時要届出区域
-  単位区画
-  筆境界線
-  敷地境界線

〈起点〉
 起点は、大田区大森西三丁目363番1の最北端とする。

〈格子の回転角度:89度33分1秒〉
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第六十四条の規定による届出及び法第六十五条の規定による指定の辞退並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六十三条の規定による届出があったので、法第六十九条並びに指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第五条第二項及び第六条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十五日

東京都知事 舛添 要一

病院又は診療所(精神通院医療)

(1) 辞退
Table with 4 columns: 名称, 所在地, 辞退年月日. Includes entries like 晴ヶ谷内科クリニック, ラトウール豊洲クリニック, etc.

(2) 廃止
Table with 4 columns: 名称, 所在地, 廃止年月日. Includes entries like 医療法人社団はんが会 第2はんが会診療所, 学校法人小倉学園, etc.

(3) 名称の変更
Table with 5 columns: 新名称, 旧名称, 所在地, 変更年月日. Includes entries like 一般社団法人至誠会第二病院, 公益財団法人東京都予防医学協会, etc.

(4) 所在地の変更
Table with 6 columns: 名称, 新所在地, 旧所在地, 変更年月日. Includes entries like 社会医療法人財団城南福祉医療協会, 鎌倉診療所, etc.

薬局(精神通院医療)

(1) 休止
Table with 4 columns: 名称, 所在地, 休止年月日. Includes entry: ウェルシア薬局 清瀬中里店.

ウェルシア薬局 清瀬中里店
Table with 4 columns: 名称, 所在地, 休止年月日.

(2) 廃止
Table with 4 columns: 名称, 所在地, 廃止年月日. Includes entries like アイセイ薬局 向原店, かみ平薬局, etc.

(3) 名称及び所在地の変更
Table with 5 columns: 新名称, 旧名称, 新所在地, 旧所在地, 変更年月日. Includes entries like 薬局ミネドラッグ 大森店, ナチュラルプラス薬局, etc.

(4) 名称の変更
Table with 5 columns: 新名称, 旧名称, 所在地, 変更年月日. Includes entries like こぐま薬局 岸店, キリン堂薬局 江戸川橋店, etc.

(5) 所在地の変更
Table with 5 columns: 名称, 新所在地, 旧所在地, 変更年月日. Includes entries like イオン薬局むさし村山店, クオール薬局 ビックカメラ新宿東口店, etc.

ミネ薬局 中野駅前店	中野区中野2-25-6 ノイビル1階	中野区中野2-25-3 ヤマノ中野駅前ビル1階	平成25年10月1日
雄飛堂薬局 王子本町店	北区王子本町1-19-12 第二大弱ビル1階	北区王子本町1-22-7	同日
たくみ外苑薬局	渋谷区千駄ヶ谷1-29-9 日本パーティビル1階	渋谷区千駄ヶ谷1-29-3	平成25年10月21日
亀戸調剤薬局	江東区亀戸6-42-1	江東区亀戸6-41-19	平成25年11月1日
クオール薬局 小山台店	品川区小山台3-5-6 ロジマン武蔵小山1階	品川区小山台1-22-10	同日
みどり調剤薬局	荒川区東日暮里4-20-7 田中ビル1階	荒川区東日暮里4-24-19	同日
力湧堂薬局	練馬区豊玉上2-15-11	練馬区桜台4-1-6	同日
薬局野川	狛江市西野川1-15-19 覚東武吾館1階D号	狛江市西野川1-15-19 覚東武吾館1階F号	平成25年11月5日
ばばす薬局 根津店	文京区根津1-22-13 NY根津八重垣1階	文京区根津2-28-5 デリアハイム根津1階	平成25年11月11日
フロンティア薬局 浅草橋店	台東区柳橋1-10-1	台東区浅草橋4-2-2 浅草橋西ロビル1階	平成25年12月1日
西沢薬局 中川店	足立区中川4-28-13	足立区中川4-21-11	平成25年12月2日
よつば調剤薬局	西東京市ひばりが丘北3-6-2	西東京市ひばりが丘北3-5-19	平成26年1月1日

指定訪問看護事業者等(精神病院医療)

(1) 休止

名称	所在地	休止年月日
ハートフル訪問看護ステーション	目黒区祐天寺2-15-17 祐天寺サンタビル306号	平成25年10月1日

(2) 廃止

名称	所在地	廃止年月日
ハッピー梅里・訪問看護ステーション	杉並区梅里1-8-13 SFフラッツ2階	平成20年3月31日

(3) 名称及び所在地の変更

新名称	旧名称	新所在地	旧所在地	変更年月日
ジャパンケア百人町	ハッピー百人町・訪問看護ステーション	新宿区百人町3-1-6 西戸山タワーホームズ地下1階	新宿区百人町2-6-7 ライズ高路園3階	平成23年3月15日

(4) 名称の変更

新名称	旧名称	所在地	変更年月日
ジャパンケア尾山台	ハッピー尾山台・訪問看護ステーション	世田谷区尾山台3-33-5 須塚ビル201	平成23年10月1日
訪問看護ステーションあいなす	訪問看護ステーションてれさ	練馬区春日町3-9-5	平成25年11月1日
まちかど保健室	リサーチQまちかど保健室	小平市花小金井2-1-31 花小金井ハイツ102	平成25年12月10日

(5) 所在地の変更

名称	新所在地	旧所在地	変更年月日
訪問看護ステーション ポップ	青梅市勝沼1-28-14	青梅市東青梅1-7-4 榎戸ハイツ267及び367	平成21年8月12日
上高井戸訪問看護ステーション	杉並区上高井戸1-4-19	杉並区上高井戸1-8-19 サンハイツ八幡山506	平成23年5月30日
訪問看護・リハあんねい	立川市若葉町3-3-3 SKYビル4階	立川市栄町3-4-3 たかさぎビル303	平成25年6月1日
訪問看護ステーション ブーさんの家	中央区月島3-2-7 オーベル月島リパージュグラン209号	江戸川区瑞江1-8-7-501	平成25年7月1日
医療法人社団草思会 錦糸町訪問看護ステーション	墨田区錦糸3-8-8 リヴュール・ツムラ802	墨田区錦糸3-5-1 4階	平成25年10月1日
シーエールポート世田谷	世田谷区用賀3-8-18 グリーンハウスN.O.1011階	世田谷区強善3-12-16	平成25年11月20日
訪問看護ステーション アオアクア	江東区大島8-5-1 N&Hビル401号室	江東区大島5-47-9 ヴェラハイツ大島205号	平成25年12月15日

規則(人)

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年七月十五日

東京都人事委員会

東京都人事委員会規則第九号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。別表第八二の部本庁の項中「庶務本部長秘書事務担当課長、知事本部長秘書担当課長、」を「政策企画局秘書事務担当課長、政策企画局国家戦略特区推進担当課長及び」に改め、「及び産業労働局担当課長」を削る。

附則

この規則は、平成二十六年七月十六日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

<p>平成二十六年七月十五日 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年六月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人どうぶつたちの病院</p> <p>三 代表者の氏名 杉谷 篤志</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都国立市中一丁目九番四一六〇二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、野生動物の保護及び飼育動物の適正飼養に関する情報提供や啓発活動などの事業を行い、環境保全など公共の福祉及び動物の福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年六月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ドリームスポーツ</p> <p>三 代表者の氏名 大井 和也</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都町田市南大谷千三百二十七番地六十九</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、主に子どもを対象とする一般市民に対して、スポーツに関する事業を行い、子ども達の基礎運動能力の向上、心身の健全な成長及び健康増進や地域のこ</p>	<p>平成二十六年六月十二日 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年六月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ジャパンプランド輸出促進研究所</p> <p>三 代表者の氏名 荒木 一秀</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江戸川区中葛西二丁目十五番九号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、一般市民に対し、農業、漁業、地域産業等の振興に関する事業、日本文化、日本食、日本製品等の普及及び啓発に関する事業等を行い、地域産業の発展、地方経済の活性化及び日本文化の普及、啓発を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>平成二十六年七月十五日 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年六月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人健康ライフ・プランニング</p> <p>三 代表者の氏名 武田 ひとみ</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区池尻三丁目三番三号 グレイス池尻大橋九階九〇二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、健全な身体を保つための運動法と呼吸法の指導をはじめ、年齢や体質にあった食の研究、健康がうみだす美容との関連性を研究し、地域や学校での講演会や講習会を通じて自己管理能力を高める啓蒙活動を行うことで、介護予防や寝たきり予防に繋がる高齢化社会対策に貢献し、併せてここからうまれる人との出会いが孤立化防止、ひきこもり防止となる社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>平成二十六年六月十二日 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年六月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人の設立の認証申請について</p> <p>三 代表者の氏名 武田 ひとみ</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区池尻三丁目三番三号 グレイス池尻大橋九階九〇二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、一般市民を対象として、健全な身体を保つための運動法と呼吸法の指導をはじめ、年齢や体質にあった食の研究、健康がうみだす美容との関連性を研究し、地域や学校での講演会や講習会を通じて自己管理能力を高める啓蒙活動を行うことで、介護予防や寝たきり予防に繋がる高齢化社会対策に貢献し、併せてここからうまれる人との出会いが孤立化防止、ひきこもり防止となる社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>平成二十六年六月十二日 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年六月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ジャパンプランド輸出促進研究所</p> <p>三 代表者の氏名 荒木 一秀</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江戸川区中葛西二丁目十五番九号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、一般市民に対し、農業、漁業、地域産業等の振興に関する事業、日本文化、日本食、日本製品等の普及及び啓発に関する事業等を行い、地域産業の発展、地方経済の活性化及び日本文化の普及、啓発を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>平成二十六年六月十二日 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年六月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人健康ライフ・プランニング</p> <p>三 代表者の氏名 武田 ひとみ</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区池尻三丁目三番三号 グレイス池尻大橋九階九〇二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、健全な身体を保つための運動法と呼吸法の指導をはじめ、年齢や体質にあった食の研究、健康がうみだす美容との関連性を研究し、地域や学校での講演会や講習会を通じて自己管理能力を高める啓蒙活動を行うことで、介護予防や寝たきり予防に繋がる高齢化社会対策に貢献し、併せてここからうまれる人との出会いが孤立化防止、ひきこもり防止となる社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>平成二十六年六月十二日 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年六月十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人国際CIO学会</p> <p>三 代表者の氏名 濱口 友一(浜口 友二)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区西早稲田一丁目二十一番一号 早大西早稲田ビル三二二一号</p>	<p>平成二十六年六月十二日 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年六月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人の設立の認証申請について</p> <p>三 代表者の氏名 武田 ひとみ</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区池尻三丁目三番三号 グレイス池尻大橋九階九〇二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、一般市民を対象として、健全な身体を保つための運動法と呼吸法の指導をはじめ、年齢や体質にあった食の研究、健康がうみだす美容との関連性を研究し、地域や学校での講演会や講習会を通じて自己管理能力を高める啓蒙活動を行うことで、介護予防や寝たきり予防に繋がる高齢化社会対策に貢献し、併せてここからうまれる人との出会いが孤立化防止、ひきこもり防止となる社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>平成二十六年六月十二日 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年六月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人健康ライフ・プランニング</p> <p>三 代表者の氏名 武田 ひとみ</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区池尻三丁目三番三号 グレイス池尻大橋九階九〇二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、健全な身体を保つための運動法と呼吸法の指導をはじめ、年齢や体質にあった食の研究、健康がうみだす美容との関連性を研究し、地域や学校での講演会や講習会を通じて自己管理能力を高める啓蒙活動を行うことで、介護予防や寝たきり予防に繋がる高齢化社会対策に貢献し、併せてここからうまれる人との出会いが孤立化防止、ひきこもり防止となる社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

五 定款に記載された目的

この法人は、日本ならびに世界におけるC I Oの普及活動の促進に関する事業を行い、研究者の育成と国際競争力の強化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ばばとままになるまえに

三 代表者の氏名

西出 博美

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区渋谷一丁目十七番一号 TOC第二ビル 三階P O R T A L内

五 定款に記載された目的

この法人は、これから親になる可能性のある若い男女が、子どもを産み・育むことに価値を見出すことができる社会環境づくりに寄与することを目的とする。上記の目的のもと、結婚や妊娠・出産・子育てに対する当事者意識の醸成の場づくり、結婚・妊娠・出産・子育てに関する情報提供、および選択肢の多様性の保護を行う。これによって「ばばとままになることを、夢見ることができる社会」を目指す。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人B O O N

三 代表者の氏名

内山 葉月

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区南大塚一丁目六十番二十号

五 定款に記載された目的

この法人は、小中学校の児童生徒に対して教育支援を行うとともに、ボランティア活動を通して、社会貢献を自ら進んでしようとする青少年を育成することで、未来を生き抜く力を育むことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
平成二十六年七月十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名 (仮称)花畑団地F街区商業施設

二 店舗所在地 足立区花畑五丁目十三番一

三 設置者名 株式会社サンベルクス

四 意見

ア 聴取者 足立区長

イ 概要 意見なし

ウ 收受日 平成二十六年六月三十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課

六 縦覧期間

(新宿区西新宿二丁目八番一号)
平成二十六年七月十五日から同年八月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

行 東 京 都 本 号 一 箇 月 五 〇 円
発 電 話 〇 三 (五 三 三 二) 一 一 一 一 (代) 郵 便 番 号 1 6 3 - 8 0 0 1
定 価 一 箇 月 六 〇 〇 円
刷 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社
電 話 〇 三 (三 八 二) 五 二 〇 一 (代) 郵 便 番 号 1 1 2 - 0 0 0 2

